

この2年間、公運審の委員の皆様を考えて頂きたいこと

随時、ご意見をお聴かせ下さい。中央公民館長：五十嵐政人

○制度統一から10月で5年になるのでー

- ・使用料について 高い、安い、無料？
- ・コマ割りについて 午前/午後1/午後2/夜間→1時間ごと
- ・減免について

○事業費が減少する一方なのでー

- ・公民館事業の受講料について、有料化はできないか。
例：西新潟オープンカレッジのような実行委員会をつくって実施する。
- ・講座内容は今のままでよいか、学びのセーフティネットは
例：親子で参加は、ひとり親やとも働きなどは受けにくい。
- ・講座の方法、やり方に、もっと市民や民間の力を借りられないか。
例：企業や講師をしたい人、講座を企画したいグループとコラボは。

○公民館の利用団体が減少する一方なのでー

- ・どうしたら公民館の利用者、利用団体が増えるのか
- ・減少してもいいが、若い人や新しい人を呼び込めないか。
- ・意外に利用したい人たちはいるのでないか。
- ・貸館だけでなく、設備（例えばリソグラフ）をもっと利用してもらったら。

○公民館って何？知られてない、使われてない、もったいないー

- ・コミセン等とどこが違うのか、
- ・有利な点は、安い、年間の定期利用ができる、職員がいる、ほかには。
- ・月2コマ以上貸せないのか。
- ・もっと広報、PRしたいけれど、どうすればいいのか。

○公民館は地域で管理運営できるか。

- ・その場合は公民館でなくて、コミセンか。
- ・その場合の課題は、貸館はできても事業もできるのか。
- ・地域でなく、NPOや株式会社などで管理運営できるか。



新潟市中央公民館 愛称はクロスバル、生涯学習センター等との併用施設

REPORT 公民館の現場から声と現状を伝える 新潟市の実際と対応

新潟市中央公民館長 五十嵐政人

はじめに

編集部からいただいたテーマは「現場からの提言」、仮題は「現場から公民館の未来像を構想する」というものであった。しかし、未来像がよく見えないのである。構想の代わりに、各市の状況をお伝えすることとして、公民館の職員、活動協力員、公民館運営審議委員から声を聴き、現状を報告する。

最初に新潟市を紹介する。開港5港の一つで、みたと米づくりで発展、本州日本海側唯一の政令市で、8区の行政区から成り、人口は80万人。構成する旧自治体は、新潟市、新津市、豊栄市、白根市、亀田町、横越町、小須戸町、黒埼町、西川町、巻町、潟東村、岩室村、味方村、月潟村、中之口村の

15である。公民館の状況はそれぞれ違っていた。公民館がない市もあれば、分館が20館もあった町もあった。公民館とは何か

〔声〕大人の学校、昔からある特定の人の施設、というイメージ。

・異動で来て、地域づくりの核になる施設、非常に大事な仕事だと感じる。

・教育的視点が不可欠だが、難しい。・コミュニティセンターのライバル？

〔現状〕公民館は本市教育委員会が設置している教育機関であり、学習機会の提供と、市民の社会教育活動等を行う団体の活動の場としている。

・地区館、分館を合わせて44館ある。・コミュニティセンターなどは市長部局（区役所）が所管する。様々な事業

館のセンターになっており、施設、予算、人事等を管理している。

・施設は、さまざまな形態があり、独立館は15館。併設館29館で、文化会館や学習館等の2枚看板、出張所や連絡所、保健所などの行政庁舎に同居、図書館と一緒など。

・古いものは1965年竣工、1980年前後に建設されているものが多く、老朽化が進んでいる。

・公民館の改築、新築等の建設計画はな

い。建物の長寿命化の指針はあるが、改修、修繕が進まないのが現状である。今後必要と見込まれる250万円以上の改修・修繕工事を積み上げると5億円ほど。まちづくりセンターや庁舎建設の際に、公民館の併設や公民館機能（和室や調理室）の設置の検討が必要である。

職員
〔声〕正職員が減り、非常勤職員（嘱託）が増える一方である。

・名物館長や生き字引のような人がいなくなった。

・正職員は区役所の地域課との併任辞令が出ていて、地域課の仕事もしている大変である。祭り、イベント、成人式、区展、マラソン大会、文化会館や資料館、美術館の仕事もあるところがあ。もともと旧市町村の教育委員会がもっていた。

〔現状〕25館に141人が勤めている。内訳は正規職が79人、再任用が16人、非常勤職員が46人で、うち社会教育主事が49人いる。ほかに臨時職員が若干。平成19年は147人中正職が110人いた。

・基幹公民館は10人前後、ほかの地区館は4〜6人で、最低正職が2人は配

Personal Data



五十嵐 政人
(いがらし まさと)
新潟市中央公民館館長。
広報、観光、教育委員会の3K職場に30年近く勤務する。水と土の芸術祭推進課長、広報課長等を経て、平成27年4月から新潟市中央公民館館長を務める。プロモーションや市民協働系の仕事に多く携わる。社会教育主事等の資格はなく、新潟市の一般行政職員。仕事以外では、郷土誌やアート、花絵、映画製作関係等の市民活動にかかわっている。

も行うが基本は集会施設で43ある。

施設

〔声〕老朽化が進み、修理、修繕もままならない。

・建物が使えなくなったら終わりになりかねない。

・図書館、資料館、公民館、文化会館が別々にある区とそれらが一体の区がある。旧村で4館もあるところと1館しかないところがある。バランスが悪い。

〔現状〕職員が在住する地区公民館が25館あり、そのうち8館が各区の中心館で、公民館運営審議会を設置している基幹公民館である。ほかに分館が19館あり、職員が出張して事業を行っている。

・地区公民館のうち、中央公民館が、中央区の基幹公民館であると同時に全置されている。

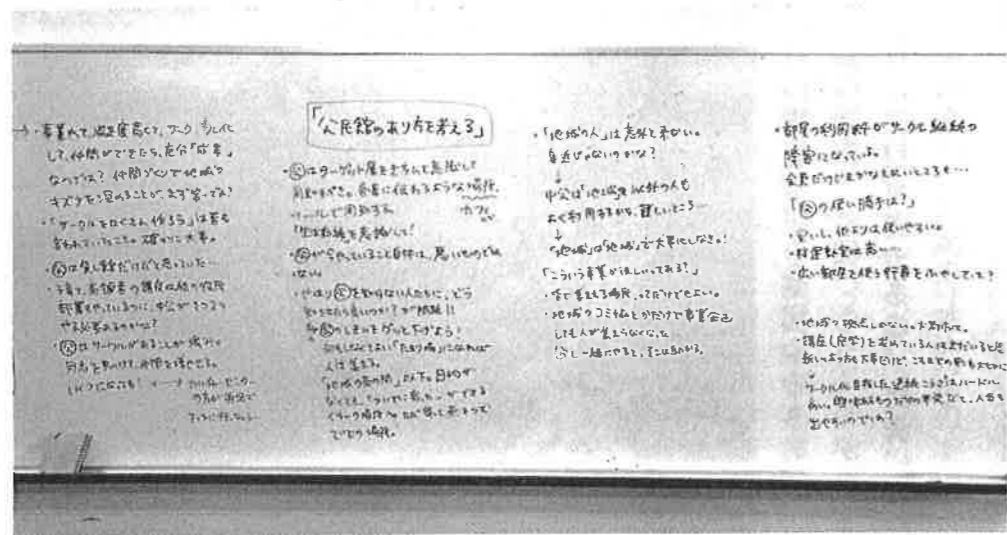
・非常勤職員は社会教育主事や元々公民館利用者が多く、専門的な位置づけ。ただ週29時間勤務で時間が短い。

研修

〔声〕学校には教員、保育園には保育士、公民館には社会教育主事がいるべきでは。特に近年は、一般の行政職員が異動してくるので、十分な研修は必要だ。職員を育てる仕組みが必要。

〔現状〕公民館職員の研修は初任者、2・3年目、保育、広報等8つある。ほかに全職員が参加するものとして、公民館改革研修を実施し、27年度は、東京大学大学院の牧野篤教授をお招きした。部・区長等幹部職員にも講演していた。部・区長先生の教えが当館の方向性を示していただいたように思う。28年度、広報研修は那覇市の若狭公民館をNPOで運営している宮城潤館長に来ていただいた。

・公民館職員で委員会を設け、課題の検討、勉強をしている。貸館、保育、事業、研修、28年度から広報を加えた。



職員らで、公民館の課題をワークショップで書き出した

公民館の在り方・運営方法

声・公民館は委託、指定管理できるのか。合併前は公民館がなかった(旧市)。なくても、事業はほかでやっていた。困っていないかった。

・地区館はなくせないのでは。かつての市町村の中央公民館だったところが多い。

・合併して、すべて一緒にするのは無理があった。

・小須戸方式が試金石になるのでは。

現状・基幹公民館(8館)は直営で維持していく方針である。

・分館については、基幹8館の公民館運営審議会の正副議長会議の答申(25年3月)を受け、コミセンや集会施設等への地域移管を進めてきた。平成26年度に15館をコミセンにした。

・地域移管しても、公民館という看板を残すところもある(自治公民館)。また、町内会の役職として公民館長があるところもある。

・本市では、公民館と図書館、青少年施設等は教育委員会の所管である。美術館、博物館、体育館等は市長部局にある。

・26年度に、小須戸地区公民館(旧同町中央公民館)はコミセンとして建て

現状・利用できるのは5人以上で、半数が新潟市在住、在勤、在学である団体。また、社会教育法の政治、宗教、営利に抵触しないことを、貸館の可否の基準を示した要綱で定めている。

・この要綱を28年4月に改正し、館長が判断できる領域を広げた。飲酒、企業

替え、公民館職員が事務室を間借りし、公民館の事業はするが、公民館としての貸館はなくなった。コミセンの使用料は若干高い。

・27年度から8つの公民館運営審議会の正副議長会議のなかで、公民館の在り方、市全体の課題に取り組み始めた。

・28年度に、職員による公民館の在り方検討委員会を設ける予定である。

予算

声・毎年予算が削減している。受講料をもらったらどうか。

・民間とタイアップして、金を作る。今年からチラシに広告をいれる。

・除雪費が多いと、暖房費がなくなりそうになる。

現状・平成28年度の当初予算は4億2296万円で、施設や設備の維持管理費が3億8850万円。講座等の事業費は3446万円で、年々減少している。

・平成24年10月から、有料化に踏み切った。25年度利用団体は4365あり、そのうち710が使用料の免除団体である。免除は、地域、教育、福祉、子育て支援など。アンケート調査では有料化で利用をやめた団体はほとんどなかった。

・使用料は、3058万円(予算)、公

の直接的な営業行為以外を認める方向で検討中である。が、2枚看板のところは、もう一つの看板で対応していく。

・申し込みは、なか2日前にネット、窓口、電話で申し込む。今晚の会議の続きを明日したい、と思ってもできない。が、館長判断で相談に乗っている。

・地区館の稼働率は10%台から60%台。利用者は26年度で主催事業が27万人、団体利用等が79万人で、23年度に比べ、分館の廃止、改修工事等もあり、それぞれ2万、25万減少した。

・利用団体数は、26年度が4149、うち定期1904、不定期2245で、23年度に比べそれぞれ503、165、38減少した。おもな理由は高齢化である。

事業

声・講座の中身はいい。ただ、学び、とかと言われると退く。

・ライブは信濃川対岸のメディアアシップ。(地元新聞社の高層ビルでカルチャー講座を開催している)

・受講料は徴収してもよいのでは。
・婚活事業に取り組みが、どうなの？
・少子化は新潟市にとっても最大の課題。
・嫁不足と聞くし、大事だとは思いますが。

民館の特定財源になる。

利用

声・コミセンが同居し、そこに利用者が取られている。

・館によっては酒を飲んでもよいのでは。新潟は地酒王国、地場産業。

・登録やサークル協議会が面倒、社会教育法がネックになっている。

・地域の課題に取り組んでいる人は、市民活動支援センターにも行っている。

・青年団や婦人会があったところは活発で影響力があった。

・館によっては、地域の人よりほかからの利用が圧倒的に多かったりする。

・受付を委託しているの、職員が利用者の顔を知らない。

・市民の何%が使っているのか。10年くらい前の調査だと20%くらい。昔から3割公民館と言われてきたけど、徐々に減ってきている。

・公民館がない時は、学校に集まって好きなことを言いあっていた。

・親子で参加が、壁になっている。子どもに付き添えない親がいる。分断、孤立している。貧困家庭、格差が広がっている。

・結局、スペシャルでない。育児は福祉や保健部門がある。主体にもなれない。ひとつづくりの支援しかできない。

現状・総事業数は26年度が775、10年間で(17年度)140減少した。

・事業は6つに分けられる。①地域コミュニティの活性化支援 ②学・社・民の融合による人づくり、地域づくりの推進 ③家庭の教育力向上の支援 ④青少年支援 ⑤高齢者支援 ⑥現代的課題の解決の支援。

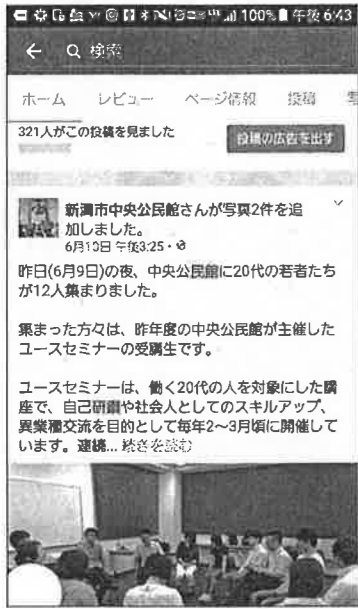
・大きく取り組んでいるのは、地域や



事業のチラシ 一館で30ほどの講座等を実施



新潟市中央公民館のシンボル「礎の鐘」の下で職員一同



フェイスブック

公園の利用者の増加に取り組んだり、商店街やコミ協の活性化をテーマにしたりしている。大成功しなくてもよい。課題に取り組む姿勢が必要だ。やってみる、その気にさせる、一緒に悩む、ほかと連携させる、援軍を頼む、それは公民館の仕事だ。そのためには、外に出なくてはならないだろう。

子育て支援は、伝統的に力をいれてきた。若い母親たちの、育児の不安、悩みの解消と仲間づくりをすすめて、受講した方が地域や団体の中心になって活動してきた。非常勤職員の受検を勧めたり、公運審の委員になったりした方もいる。もう一つあげれば、小中高校生の居場所だろう。家庭と学校に次ぐ3つめの居場所が必要だ。

来てほしい人が来ない、と聞く。子

育て、仲間づくり、健康づくり、まちづくりなどなど、何かしようと思ったり、悩んだり、困ったりしたら、公民館を見つけてもらおう。当面は広報に力をいれる。知ってもらわなければもったいない。

市全体を見渡すと、公民館の代わりに機能を持つところはない。職員は努力を積み重ねている。もう少し、予算と人事に配慮してほしい、というのが偽らざる気持ちである。将来を見据えると、公民館の在り方を考えていかななくてはならない時期だと思ふ。公民館の役割は何か、ほかの類似施設とどう違うのか、なくなっていくのか、直営でなくてもいいのか。指定管理で、子育て支援やまちづくり講座ができるのだろうか。

終わりに、あるいは妄想

初めに未来像が見えない、と書いた。でも、夢や希望はある。妄想と言ってもいいかもしれない。

- ・公民館は学校で塾ではない。全員に来てほしい。
- ・公民館は灯台で、いつもそこに灯りがある。
- ・公民館は小さくていい。小学校単位くらいに一つ、徒歩圏内。
- ・木造がよい。自分たちで修繕、改築できるし、長く持つ。
- ・前に広場があること。
- ・宿泊できると、なおよい。
- ・そこでの話題は大きく地球環境から、小さく子育てまで。
- ・公民館に職員はいる。いつもは聞き役、狂言回しを務る。ときに仕掛け人。
- ・職員は役所にも住民にも嫌われることをいとわない。
- ・条例公民館でなくてもいいかもしれない。しかし、職員は公務員の方がよいだろう。
- ・公民館を使って、金もうけをしてもいい。いや、した方がよい。
- ・意外に小さなものである。どこかにあるような気がする。



父親学級 子育て支援は新潟市の公民館事業の柱

家庭の課題解決を支援する事業で、一つは、子育て支援、もう一つが地域づくりの人材育成である。教養、趣味、娯楽的な事業は減少している。

2枚看板

声・2枚看板で、稼働率は6割、公民館と市民会館の利用者は6対4、実際の金額は200万円対800万円。

- ・2枚看板でなくてもよい。2枚看板ならやりやすいが、混乱する。

現状・公民館を、生涯学習センター、学習館等にもして（8館）、その利用な

ら社会教育法の縛りを受けない。企業も個人も利用できる。ただし、利用料は公民館より高い。

- ・政治、宗教、営利のグレーゾーンとしては、昨年度、あるチラシが置けるか置けないかで館長判断が分かれたケースがあった。また、貸館の判断が難しいところもある。村のときは、企業の研修や健康診断に貸していたが、合併後はやめている館がある。これらは公民館でなければ、ゆるやかになる。広報力の強化

声・今年の異動で来た。会場を貸しているだけでなく、多くの事業を実施していることを知った。それが知られていない。どうしても、公民館という看板があるのか。知名度がない、認知度が低い。

- ・注意してみると、テレビや新聞で、ドラマやニュースで公民館の露出は思ったよりある。学校には負けるが、市役所より多いかもしれない。

現状・28年度に、職員で広報ホームページ委員会を立ち上げた。ロゴマークやキャッチコピー、チラシやポスターを作る予定である。また、ホームページをリニューアルし、フェイスブックを始めた。

公民館改革宣言

声・公民館改革宣言で、外に出て地域や市民と一緒にやろうと思うし、期待に応えたいのだが、現実はいまうまくいかないことも多い。

- ・以前よりは、学校、地域との連携はできていると思う。

現状・23年度に、現状を打破しようと公民館改革宣言を行った。スローガンは「地域に元気にします」。具体的には、コミュニティ協議会（以下、コミ協）や学校との連携事業や館外の事業を大幅に増やした。コミ協との連携事業数21年度24↓27年度69、学校との連携事業数21年度17↓27年度110。

- ・公民館の主催事業の参加者は、26年度で27万人、うち11万人が館外の事業である。

いま何をすべきか

中央公民館長に就いて1年余、何に取り組むべきか、事業は地域課題の解決と子育て支援の2つに絞っていいと考えている。9館で開催しているコミュニティコーディネーター養成講座で、コミュニティビジネスを立ち上げたり、

新潟市公民館の貸館の可否に関する基準

平成20年4月1日制定

新潟市の公民館は、社会教育法の規定を遵守し、公民館を適切に市民の利用に供するために、下記の基準を定める。

公民館を利用することができる団体は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 誰でも入会することができる自主的運営団体であり、会員の過半数が新潟市在住または在勤、在学で、5人以上で構成する団体であること。
- (2) 原則として規約または会則等を有すること。
- (3) その他公民館利用にふさわしいと公民館長が判断した場合。

1 利用目的による可否について

公民館の設置目的により下記の利用を目的とする場合は、公民館を利用することはできない。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 宗教活動（布教活動）を目的とする場合
- (3) 政治活動を目的とする場合
- (4) その他公民館の活動として、相応しくない目的であると公民館長が判断した場合。

2 例外的な貸館について

下記の団体についても、その利用目的が上記1に反しない旨確認できた場合は、公民館長が利用を許可することができる。

- (1) 営利企業
- (2) 宗教法人
- (3) 政治団体
- (4) 学校法人
- (5) 財団法人
- (6) NPO法人
- (7) その他営利等を活動の目的とすることが明確な団体

新潟市公民館使用料免除基準

(趣旨)

第1条 新潟市公民館使用料(以下「使用料」という。)の免除の取扱については、新潟市公民館条例(昭和34年新潟市条例第44号。以下「条例」という。)及び新潟市公民館使用料徴収規則(平成17年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(使用料の免除)

第2条 規則第3条第3項に規定する表中、公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体が利用する場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域自治振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①自治協議会 ②コミュニティ協議会 ③自治会・連合自治会 ④老人クラブ ⑤消防団
⑥防犯協会 ⑦交通安全協会 ⑧伝統芸能継承団体 ⑨①～⑧までに定めるもののほか、①～⑧までに準ずる団体であると市長が認めるもの

(2) 教育振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①PTA ②幼稚園・保育園の保護者会 ③学校教育関係団体(校長会など) ④青少年育成協議会 ⑤子ども会 ⑥スポーツ少年団 ⑦ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体 ⑧婦人会 ⑨地区スポーツ振興会 ⑩地区体育協会 ⑪文化協会 ⑫公民館利用団体連絡協議会
⑬①～⑫までに定めるもののほか、①～⑫までに準ずる団体であると市長が認めるもの

(3) 社会福祉振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①社会福祉協議会 ②民生・児童委員協議会 ③保護司会 ④人権擁護委員協議会 ⑤子育て支援団体 ⑥障がい者支援団体 ⑦障がい者団体 ⑧高齢者支援団体 ⑨ボーイスカウト・ガールスカウト ⑩ボランティア団体 ⑪①～⑩までに定めるもののほか、①～⑩までに準ずる団体であると市長が認めるもの

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

平成30年度公民館事業 提案シート

お名前 _____

いつもお世話になっております。
来年度(平成30年度)の実施事業につきまして、
委員の皆様からのご意見を賜りたいと思います。
この用紙に記入後、7月31日(月)までに公民館まで返送願います。
後日、皆様からいただいたご意見を
事務局でとりまとめさせていただきます。

◆ご意見・ご提案の内容

事業名 (仮称)	
内 容	
目的・趣旨	
その 他 補足説明	

ご記入ありがとうございました。
7月31日(月)までに返送願います。

中央公民館 友坂
TEL:025-224-2088
FAX:025-223-4572
E-mail:chuo.co@city.niigata.lg.jp